

# 吸収分割に関する事前開示書類

2024年6月11日

大成ラミック株式会社

2024年6月11日

埼玉県白岡市下大崎 873 番地 1  
大成ラミック株式会社  
代表取締役 長谷部 正

## 吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示事項)

大成ラミック株式会社（以下、「当社」といいます。）は、効力発生日を 2025 年 4 月 1 日として、当社 100%子会社の大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社（以下、「承継会社①」といいます。）に対し、当社の液体包装フィルムの開発・生産事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割①」といいます。）を行うため、また、当社 100%子会社の大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社（以下、「承継会社②」といいます。）に対し、当社の液体包装フィルムの販売及び液体充填機の開発・製造・販売事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割②」といいます。）を行うため、2024 年 5 月 13 日付で当社と各承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本吸収分割①及び本吸収分割②に係る会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

## 【本吸収分割①に関する事項】

### 1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

### 2. 分割対価の定め相当性に関する事項

#### (1) 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社①は新たに普通株式を195,000株発行し、その全てを当社に割当交付いたします。承継会社①は当社の完全子会社であり、本吸収分割に際して承継会社①が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社①が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断しております。

#### (2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社①の資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断しております。

資本金	0円
資本準備金	2,500,000円
利益準備金	0円

### 3. 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 承継会社①についての次に掲げる事項

#### (1) 成立の日における貸借対照表

下記のとおりです。

貸借対照表  
(2024年5月1日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預金	10,000千円	資本金	10,000千円
資産合計	10,000千円	負債・純資産合計	10,000千円

(2) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社における債務の履行の見込みについて

当社の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、当社の債務については、本吸収分割の効力発生日以降も、債務の履行の見込みに問題は無いと判断いたします。

(2) 承継会社①における債務の履行の見込みについて

承継会社①の2024年5月1日現在の貸借対照表における資産の額は1,000万円、負債の額は0円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

また、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、承継会社の債務については、本吸収分割の効力発生日以降も、債務の履行の見込みに問題は無いと判断いたします。

## 【本吸収分割②に関する事項】

### 1. 吸収分割契約の内容

別紙2のとおりです。

### 2. 分割対価の定め相当性に関する事項

#### (1) 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社②は新たに普通株式を128,000株発行し、その全てを当社に割当交付いたします。承継会社②は当社の完全子会社であり、本吸収分割に際して承継会社②が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社②が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断しております。

#### (2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社②の資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断しております。

資本金 300,000,000円  
資本準備金 77,500,000円  
利益準備金 0円

### 3. 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 承継会社②についての次に掲げる事項

#### (1) 成立の日における貸借対照表

下記のとおりです。

貸借対照表  
(2024年5月1日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預金	10,000千円	資本金	10,000千円
資産合計	10,000千円	負債・純資産合計	10,000千円

(2) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 分割会社における債務の履行の見込みについて

当社の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、当社の債務については、本吸収分割の効力発生日以降も、債務の履行の見込みに問題は無いと判断いたします。

(2) 承継会社②における債務の履行の見込みについて

承継会社②の2024年5月1日現在の貸借対照表における資産の額は1,000万円、負債の額は0円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

また、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、承継会社の債務については、本吸収分割の効力発生日以降も、債務の履行の見込みに問題は無いと判断いたします。

以上

## 吸 収 分 割 契 約 書

大成ラミック株式会社（吸収分割会社。以下、「甲」という。）と、大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社（吸収分割承継会社。以下、「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、本吸収分割により、甲の液体包装フィルムの開発・製造事業（以下、「本件対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

2 本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

① 吸収分割会社「大成ラミック株式会社」

商号：大成ラミック株式会社（但し、2025年4月1日付で「大成ラミックグループ株式会社」に商号変更予定。）

住所：埼玉県白岡市下大崎873番地1

② 吸収分割承継会社「大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社」

商号：大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社

住所：埼玉県白岡市下大崎873番地1

### 第2条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日時（以下、「効力発生日」という。）は、2025年4月1日午前0時とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、本契約当事者間で協議の上、会社法の規定に従いこれを変更することができる。

### 第3条（承継する権利義務）

乙が本吸収分割により、甲から承継する権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(i)法令等により本吸収分割による承継ができないもの、(ii)本吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるもの、又は(iii)甲及び乙が除外することに合意したものについては、甲及び乙協議のうえ、これを承継対象権利義務から除外することができる。

3 第1項の規定により乙が承継する債務については併存的債務引受けの方法による。ただし、この場合における本契約当事者間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。

#### 第4条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において本件対象事業に主として従事する甲の従業員（正社員、契約社員、パートタイマー、嘱託社員等を含み、以下、「本件従業員」という。）に関する雇用契約及び労使協定を乙に承継しないものとする。甲は効力発生日において本件従業員を甲から乙へ在籍出向させるものとし、この場合の本件従業員の出向期間その他出向に関する条件は、甲及び乙が別途協議のうえ決定するものとする。

#### 第5条（本吸収分割に際して交付する対価）

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式 195,000 株を発行し、そのすべてを甲に割当てて交付する。

#### 第6条（資本金及び準備金の額等に関する事項）

本吸収分割により乙の増加すべき資本金及び準備金の額等は、下記のとおりとする。

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| ① 増加する資本金の額    | 0 円                     |
| ② 増加する資本準備金の額  | 2,500,000 円             |
| ③ 増加する利益準備金の額  | 0 円                     |
| ④ 増加するその他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |

#### 第7条（吸収分割承認総会等）

本契約当事者は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）その他の機関決定を行うものとする。

#### 第8条（会社財産の善管注意義務）

本契約当事者は、本契約締結後、本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、本件対象事業につき重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め両社間で協議の上、これを実行する。

#### 第9条（吸収分割条件の変更、吸収分割契約の解除）

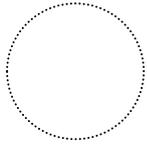
本契約当事者は、本契約締結後、本吸収分割の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、両社いずれかの財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、両社間で協議の上、吸収分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い本契約当事者間で協議の上、これを定める。

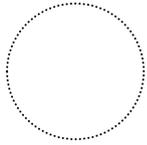
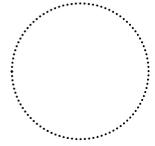
本契約締結を証するため、本書1通を作成し、本契約当事者が記名押印のうえ、原本を乙が保有し、その写しを甲が保有する。

2024年5月13日



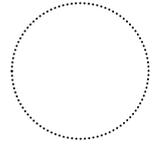
(吸収分割会社)

埼玉県白岡市下大崎 873 番地 1  
大成ラミック株式会社  
代表取締役 長谷部 正



(吸収分割承継会社)

埼玉県白岡市下大崎 873 番地 1  
大成ラミックフィルム製造分割準備株式会社  
代表取締役 長谷部 正



## 【承継対象権利義務明細表】

乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務については、法令又は契約上承継できないものを除き以下のとおりとする。これらの権利義務のうち、資産及び債務その他の負債については、2024年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

### 1. 資 産

#### (1) 流動資産

本件対象事業に属する棚卸資産、前払費用その他の流動資産

#### (2) 固定資産

##### ① 有形固定資産

本件対象事業に属する土地、建物、機械装置、リース資産その他の有形固定資産

##### ② 無形固定資産

本件対象事業に属するソフトウェアその他の無形固定資産

##### ③ 投資その他の資産

株式会社グリーンパックスの全株式、本件対象事業に属する長期前払費用その他の資産

### 2. 債 務

#### (1) 流動負債

本件対象事業に属する流動負債のうち甲から乙への承継が法令上可能であるもの

#### (2) 固定負債

本件対象事業に属する固定負債のうち甲から乙への承継が法令上可能であるもの

### 3. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 許認可等

本件対象事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの

#### (2) その他

承継対象権利義務のうち、甲及び乙が協議の上合意したものについて、又は、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

## 吸 収 分 割 契 約 書

大成ラミック株式会社（吸収分割会社。以下、「甲」という。）と、大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社（吸収分割承継会社。以下、「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、本吸収分割により、甲の液体包装フィルムの販売及び液体充填機の開発・製造・販売事業（以下、「本件対象事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

2 本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

① 吸収分割会社「大成ラミック株式会社」

商号：大成ラミック株式会社（但し、2025年4月1日付で「大成ラミックグループ株式会社」に商号変更予定。）

住所：埼玉県白岡市下大崎873番地1

② 吸収分割承継会社「大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社」

商号：大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社

住所：埼玉県白岡市下大崎873番地1

### 第2条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日時（以下、「効力発生日」という。）は、2025年4月1日午前0時とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、本契約当事者間で協議の上、会社法の規定に従いこれを変更することができる。

### 第3条（承継する権利義務）

乙が本吸収分割により、甲から承継する権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(i)法令等により本吸収分割による承継ができないもの、(ii)本吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるもの、又は(iii)甲及び乙が除外することに合意したものについては、甲及び乙協議のうえ、これを承継対象権利義務から除外することができる。

3 第1項の規定により乙が承継する債務については併存的債務引受けの方法による。ただし、この場合における本契約当事者間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。

#### 第4条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において本件対象事業に主として従事する甲の従業員（正社員、契約社員、パートタイマー、嘱託社員等を含み、以下、「本件従業員」という。）に関する雇用契約及び労使協定を乙に承継しないものとする。甲は効力発生日において本件従業員を甲から乙へ在籍出向させるものとし、この場合の本件従業員の出向期間その他出向に関する条件は、甲及び乙が別途協議のうえ決定するものとする。

#### 第5条（本吸収分割に際して交付する対価）

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式 128,000 株を発行し、そのすべてを甲に割当て交付する。

#### 第6条（資本金及び準備金の額等に関する事項）

本吸収分割により乙の増加すべき資本金及び準備金の額等は、下記のとおりとする。

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| ① 増加する資本金の額    | 300,000,000 円           |
| ② 増加する資本準備金の額  | 77,500,000 円            |
| ③ 増加する利益準備金の額  | 0 円                     |
| ④ 増加するその他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |

#### 第7条（吸収分割承認総会等）

本契約当事者は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）その他の機関決定を行うものとする。

#### 第8条（会社財産の善管注意義務）

本契約当事者は、本契約締結後、本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、本件対象事業につき重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め両社間で協議の上、これを実行する。

#### 第9条（吸収分割条件の変更、吸収分割契約の解除）

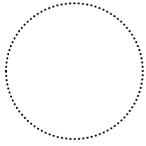
本契約当事者は、本契約締結後、本吸収分割の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、両社いずれかの財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、両社間で協議の上、吸収分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い本契約当事者間で協議の上、これを定める。

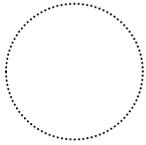
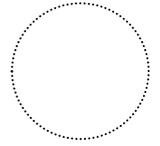
本契約締結を証するため、本書1通を作成し、本契約当事者が記名押印のうえ、原本を乙が保有し、その写しを甲が保有する。

2024年5月13日



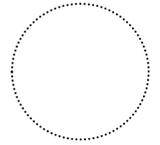
(吸収分割会社)

埼玉県白岡市下大崎 873 番地 1  
大成ラミック株式会社  
代表取締役 長谷部 正



(吸収分割承継会社)

埼玉県白岡市下大崎 873 番地 1  
大成ラミック販売及び機械製造分割準備株式会社  
代表取締役 長谷部 正



## 【承継対象権利義務明細表】

乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務については、法令又は契約上承継できないものを除き以下のとおりとする。これらの権利義務のうち、資産及び債務その他の負債については、2024年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

### 1. 資 産

#### (1) 流動資産

本件対象事業に属する棚卸資産、前払費用その他の流動資産

#### (2) 固定資産

##### ① 有形固定資産

本件対象事業に属する土地、建物、機械装置、リース資産その他の有形固定資産

##### ② 無形固定資産

本件対象事業に属するソフトウェアその他の無形固定資産

##### ③ 投資その他の資産

Taisei Lamick USA, Inc.、Taisei Lamick Asia (Malaysia) Sdn. Bhd.、Scientex Packaging (Kajang) Sdn. Bhd. の全株式、本件対象事業に属する長期前払費用その他の資産

### 2. 債 務

#### (1) 流動負債

本件対象事業に属する流動負債のうち甲から乙への承継が法令上可能であるもの

#### (2) 固定負債

本件対象事業に属する固定負債のうち甲から乙への承継が法令上可能であるもの

### 3. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 許認可等

本件対象事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの

#### (2) その他

承継対象権利義務のうち、甲及び乙が協議の上合意したものについて、又は、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上